

宇美町スポーツ少年団共催事業及び 各種交換交流大会等補助金交付規程

第1条 宇美町スポーツ少年団（以下「本団」という。）規約第4条6号の規程により本団共催事業（以下「共催事業」という。）及び各種交換交流大会等補助金（以下「補助金」という。）交付規程を定める。

第2条 共催事業は、次のとおりとする。

- (1) 本団に所属する単位団による種目ごとの交流試合（カップ戦・リーグ戦を含む）他市町村の団体を招待しての交換交流大会、研修事業や技術交流会・体験活動、演武会、異種目団体による交流会とする。
実施する団体の数また、年間に開催する回数は問わない。
- (2) 原則として宇美町内で開催することとする。但し研修事業等については、この限りではない。

第3条 共催事業を開催しようとする団体は、事業を開催する年度の前年度12月までに、本部長宛に共催事業開催申請書を提出することとする。なお、申請者は、事業の幹事となる単位団の代表者とする。

共催事業開催申請書の様式は別に定める。また、開催要項(案)を添付することとする。（前年度の開催要項でも可とする。）

第4条 本団本部は、共催事業開催申請書が提出された事業について、宇美町の施設管理者と協議及び調整を行うこととする。

第5条 補助金を交付する事業（以下「補助事業」という。）は次のとおりとする。

- (1) 本団との共催事業とする。
- (2) 本団に所属する複数の団体で実施する種目ごとの交流試合（カップ戦・リーグ戦を含む）、他市町村の団体を招待しての交換交流大会、団員対象の研修事業や技術交流会・体験活動、演武会、異種目団体による交流会とする。原則として1種目につき年間3回を限度とする。但し補助事業の内容を決定する際は、種目ごとによく協議して決定することとする。
- (3) 原則として宇美町内で開催することとする。但し研修事業等については、この限りではない。

第6条 補助金の交付申請書は別に定める。事業を開催する1ヶ月前までに本部長宛提出することとする。

補助金の額及び交付については、役員会において決定する。但し、毎年予算の範囲内で対処することとする。

第7条 実績報告書は別に定める。事業終了後、速やかに本部長宛提出することとする。

第8条 この規約に定める事項の他、事業の運営に関し必要な事項は、宇美町スポーツ少年団規約を準用する。

附 則

本規定は、平成8年4月1日より施行する。

本規定は、平成9年1月28日より施行する。

本規定は、平成21年12月8日より施行する。